



加古川市家庭用蓄電池導入事業にかかる補助金のご案内



加古川市は、再生可能エネルギーの自家消費量の増加を促進し、市域の温室効果ガス排出量の削減を推進するため、市内の住宅に設置する家庭用蓄電池導入に対して補助を実施します。

補助対象事業

家庭用蓄電池導入事業

補助対象者

次に掲げる要件をすべて満たす者

ア 市内に住民登録を有する個人であり、蓄電池を設置する住宅に居住している者

イ 市税を滞納していない者

補助要件

- (1) 市内の住宅で実施する事業であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない事業であること。
 - ア 中古設備の導入
 - イ リース契約による設備導入
- (3) 国が実施する補助事業の対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)に登録されている蓄電システムであること。
- (4) 太陽光発電設備の設置から10年間を経過していること。
- (5) 設置された住宅の太陽光発電設備と常時接続し、当該設備が発電する電力を充放電できるもの。
- (6) 補助の回数は、1補助対象者当たり1回限りとする。

補助金額

蓄電容量※ ×5 万円/kWh を乗じた額(上限 7 kWh、35 万円)

※kWh 表示の小数点以下切捨て

申請時の提出書類

- (1) 加古川市家庭用蓄電池導入補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (3) 導入する設備の仕様が確認できる資料(仕様書、カタログ等)
- (4) 導入する設備の設置場所が確認できる資料(平面図、写真等)
- (5) 太陽光発電設備の設置から10年間を経過していることが確認できる資料
(固定価格買取制度(FIT)の「買取期間満了のお知らせ」、売電契約書、保証書等)
- (6) 誓約書(様式第2号)
- (7) 加古川市市税確認承諾書(様式第3号)
- (8) 運転免許証、マイナンバーカード又は住民票の写しなど市内に住民登録を有することが確認できる書類の写し
- (9) 委任状(手続きを委任する場合)(様式第12号)
- (10) その他市長が必要と認める書類

申請期限

令和9年3月31日(水)

注意事項

- ★申請は事前申請制です。既に対象設備の設置に係る契約を締結している場合や工事等に着手している場合は、補助の対象外となります。
- ★申請は郵送でも受付しますが、書類に不備がある場合等は時間を要しますので、十分に内容を確認してから提出してください。なお、郵送料は自己負担でお願いします。
- ★予算額に達し次第、受付を終了します。
- ★事前に予告なく受付を終了する場合があります。

その他

- ★市ホームページ上の「補助金交付要綱」等も参照してください。



市ホームページ URL

○問合せ先・提出先

加古川市役所環境部環境政策課(市役所新館7階)

電話:(079)427-9769 <直通> FAX:(079)422-9569

電子メール:kan_seisaku@city.kakogawa.lg.jp